**固定資産（土地・家屋）使用者課税届出書**

年　　月　　日

**勝　山　市　長　様**

**住　所**

**氏　名**

**（署名又は記名押印）**

**電話番号**

所有者の所在が不明等の理由により、次の物件を使用しているので、地方税法第343条第5号及び市税条例第54条第5項の規定により固定資産課税台帳に登録することを承諾します。

なお、今後本件に関する紛争があった時は、当方にて解決し、貴市に対して一切ご迷惑をおかけしません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 元の納税義務者（所有者） | 氏　　名 | 死亡（消滅）時の住所 | 死亡（消滅）年月日 |
| フリガナ |  | 年　　月　　日 |
|  |
| **固定資産の使用者** | 氏　　名（署名又は記名押印） | 住　　　　　　　　　所 |
| フリガナ |  |
|  |
| 電話（　　　　　　）　　　　　　　―　 |
| 個人番号又は法人番号 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 固定資産の表示 | 土地・家屋の別 | 所　　在 | 地番又は家屋番号 | 地積又は床面積 | 登記名義人 |
| 土地・家屋 |  |  |  | ㎡ |  |
| 土地・家屋 |  |  |  | ㎡ |  |
| 土地・家屋 |  |  |  | ㎡ |  |
| 土地・家屋 |  |  |  | ㎡ |  |
| 土地・家屋 |  |  |  | ㎡ |  |

※この届出は、所有者に相続人がいる場合にはできません。

|  |
| --- |
| 【お問い合わせ先】〒911-8501　勝山市元町1丁目1-1勝山市　市民・税務課　資産税係　（勝山市役所1階）TEL　0779-88-8101　　FAX　0779-88-1119 |

市民・税務課処理欄

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 課　長 | 課長補佐 | 係　長 | 副担当 | 担当 | 資産税係 | 納税係 |
|  |  |  | 確認　　/ | 入力　　/ |  |  |

【根拠法令の抜粋】

（固定資産税の納税義務者等）

第三百四十三条　固定資産税は、固定資産の所有者（質権又は百年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。）に課する。

（中略）

５　市町村は、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、当該市町村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

勝山市税条例

(固定資産税の納税義務者等)

第54条　固定資産税は、固定資産(土地、家屋及び償却資産を総称する。以下固定資産税について同じ。)に対しその所有者(質権又は100年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地についてはその質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同じ。)に課する。

（中略）

5　法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

(現所有者の申告)

第74条の3　現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)　土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)

(2)　土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3)　その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条　固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告しなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2　前項の過料の額は、情状により市長が定める。

3　第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき期限は、その発付の日から10日以内とする。